

第7章 産業廃棄物

1 産業廃棄物とは

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び同法の政令で定められた、燃え殻、汚泥、廃プラスチック等の20種類のことをいいます。また、産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性などにより、人の健康及び生活環境に被害を及ぼすおそれのある産業廃棄物を「特別管理産業廃棄物」といいます。

2 産業廃棄物の処理

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）は、排出した事業者が自らの責任において、廃棄物処理法に定める基準に従い処理しなければなりません。また、その処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法上の許可を有する業者に委託しなければなりません。

3 産業廃棄物に関する許可

廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理法では廃棄物の処理などに許可の制度を採用し規制が設けられています。具体的には、廃棄物の運搬や処分などの処理を業として行う「処理業」の許可、廃棄物を処理するための施設を設置、運転するための「施設」の許可があります。

本市において産業廃棄物の処理業を行おうとする場合や産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、本市の許可を取得する必要があります。（注）

（注）廃棄物処理法の政令で定める市の指定の解除

令和元年6月26日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令」により、令和2年4月1日から、大牟田市は廃棄物処理法等の政令市の指定※を解除されました。よって、これまで大牟田市が廃棄物処理法等の政令市として行っていた産業廃棄物に関する事務は、令和2年4月1日以降、福岡県に引き継がれました。

※ 廃棄物処理法の都道府県知事の権限に属する事務の一部は、同法の政令第27条で定める市の長が行うこととされています。政令第27条では、①地方自治法の政令指定都市の長、②中核市の長、③大牟田市の3種類の市の長が政令市として定められていました。